

昭和三十五年建設省令第十七号

表第二に定める科目のうち別表第四において検定種別ごとに定めるものとする。

施工技術検定規則

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十号）第二十七条の三第三項、第二十七条の四、第二十七条の十第三項及び第二十七条の十一の規定に基づき、施工技術検定規則を次のように定め。

（技術検定の検定種別）

第一条 建設業法施行令（以下「令」という。）

第三十四条第五項の建設機械施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、次のとおりとする。

一 第一種 ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工

二 第二種 パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工

三 第三種 モーター・グレーダーによる施工

四 第四种 ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工

五 第五種 アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、コンクリート・スピラシダーチ、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機その他これらに類する建設機械による施工

六 第六種 くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

2 令第三十四条第五項の土木施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、土木、鋼構造物塗装及び薬液注入とする。

3 令第三十四条第五項の建築施工管理に係る二級の第二次検定の検定種別は、建築、躯体及び仕上げとする。

（技術検定の科目及び基準）

第二条 一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、検定種目ごとに別表第一に定めるところとし、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、検定種目ごとに別表第二に定めるとおりとする。

2 建設機械施工管理及び土木施工管理に係る二級の第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうち別表第三において検定種目及び検定種別ごとに定めるものとし、建築施工管理に係る二級の第二次検定の科目は、別

2 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上知識及び経験を有するものと認定した者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者とする。

（第一次検定の受検資格）

第四条 一級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が十九歳以上の者とする。

（第二次検定の受検資格）

第五条 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 受検しようとする第二次検定と検定種目を

同じくする一級の第二次検定と検定種目を

同じくする一級の第一次検定に合格した後同

検定種目に關し五年以上実務の経験を有す

る者

二 受検しようとする第二次検定と検定種目を

同じくする一級の第一次検定に合格した後同

検定種目に關し五年以上実務の経験を有す

る者

三 受検しようとする第二次検定と検定種目を

同じくする一級の第一次検定に合格した後同

検定種目に關し五年以上実務の経験を有す

る者

四 受検しようとする第二次検定と検定種目を

同じくする一級の第一次検定に合格した後同

検定種目に關し五年以上実務の経験を有す

る者

五 受検しようとする第二次検定と検定種目を

同じくする一級の第一次検定に合格した後同

検定種目に關し五年以上実務の経験を有す

る者

六 受検しようとする第二次検定と検定種目を

同じくする一級の第一次検定に合格した後同

検定種目に關し五年以上実務の経験を有す

る者

七 受検しようとする第二次検定と検定種目を

同じくする一級の第一次検定に合格した後同

検定種目に關し五年以上実務の経験を有す

る者

口 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に關し一年以上実務の経験を有する者

（受検欠格）

第六条 国土交通大臣が、検定種目（建設機械施工管理及び土木施工管理に係る二級の第一次検定及び第二次検定並びに建築施工管理に係る二級の第二次検定）にあつては、検定種目において同一の条件において同じこととする。

（第一次検定の受検申請）

イ 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種別に關し二年以上実務の経験を有する者

（受検申請）

ロ 建設機械施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定と検定種別に關し一年以上実務の経験を有する者

（受検申請）

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

（受検申請）

の提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(第一次検定の受検申請)

第二次検定（指定試験機関が第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理による事務を行なうものを除く。）を受けるようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、第五条第一項第一号、第二号若しくは第三号又は第二項第一号口、第二号口第三号口若しくは第四号口に該当する者にあつては第一号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書類を、第五条第一項第四号又は第五号に該当する者にあつては第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書類を、第五条第一項第六号又は第二項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ若しくは第四号ハに該当する者にあつては第五号から第七号までに掲げる書類を、第五条第二項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに該当する者にあつては第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格したこととを証する書面

二 受検しようとする第二次検定と検定種目（建設機械施工管理及び土木施工管理にあつては、検定種別）を同じくする二級の第一次検定に合格したことを証する書面

三 受検しようとする第二次検定に合格したこととを証する書面

四 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適正な書類）

五 国土交通大臣が第五条第一項第六号又は第二項第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ若しくは第四号ハの規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

六 国土交通大臣が第六条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

七 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第二次検定を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、技術検定受検申請書を当該指定試験機関に提出しなければならない。

3 国土交通大臣（第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行なう者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に對し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができるものとす

（検定の免除の申請）

第九条 令第三十六条の規定により第一次検定又は第二次検定（いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行なうものを除く。以下この項において同じ。）の全部の免除を受けようとする者は、様式第三号による技術検定全般免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は、様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。

（検定の免除の申請）

第十条 国土交通大臣が技術検定受検申請書の受理による事務を行なう第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、それぞれ技術検定一部免除申請書又は技術検定全般免除申請書を技術検定受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。

（受検票の交付）

2 令第三十六条の規定により指定試験機関が技術検定受検申請書の受理による事務を行なう第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、それぞれ技術検定一部免除申請書又は技術検定全般免除申請書を技術検定受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。

し、前条第一項の規定による申請により、第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

(権限の委任)

指定試験機関は、第七条第二項又は第八条第二項の規定による申請があつたときは、当該指定試験機関が定めるところにより、受検資格（前条第二項の規定による申請があつたときは、申請に係る検定の免除を受ける資格を含む。）があると認められた者に受検票を交付するものとする。

（検定の合格の通知）

第十二条 国土交通大臣（第一次検定又は第二次検定の合格の通知に關する事務を行なう者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）がインターネットの利用その他適切な方法により公表する。

（合格証明書の交付）

第十三条 法第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（合格証明書の様式）

第十四条 合格証明書の様式は、様式第六号によるものとする。

（合格証明書の書換え申請）

第十五条 合格証明書の交付を受けた者は、氏名を変更したときは、合格証明書の書換えを申請することができます。前項の申請をしようとする者は、様式第七号による技術検定合格証明書書換申請書に合格証明書を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（合格証明書の書換え申請）

第十六条 法第二十七条第六項の規定により合格証明書の再交付申請書の再交付の申請を受けること。

第八号による技術検定合格証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。（権限の委任）

指定試験機関は、第七条第二項又は第八条第二項の規定による申請があつたときは、当該指定試験機関が定めるところにより、受検資格（前条第二項の規定による申請があつたときは、申請に係る検定の免除を受ける資格を含む。）があると認められた者に受検票を交付するものとする。

（合格証明書の再交付申請）

第十七条 この省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、第十三条に規定する合格証明書の交付を受けようとする者、第十五条第二項に規定する申請をしようとする者又は前条に規定する合格証明書の再交付を申請しようとする者の住所地を管轄する地方整備局及び北海道開発局に委任する。

（権限の委任）

第一項の規定による申請があつたときは、昭和三六年五月一〇日建設省令第一八号（昭和四四年九月二日建設省令第一〇号）。

（権限の委任）

第一項の規定による申請があつたときは、昭和四七年七月一二日建設省令第一一〇号（昭和四七年七月七日建設省令第一〇号）。

（権限の委任）

第一項の規定による申請があつたときは、昭和四八年四月一〇日建設省令第一一〇号（昭和四八年四月九日建設省令第一〇号）。

（権限の委任）

第一項の規定による申請があつたときは、昭和五〇年七月九日建設省令第一一〇号（昭和五〇年七月九日建設省令第一一〇号）。

（権限の委任）

第一項の規定による申請があつたときは、昭和五一年七月九日建設省令第一一〇号（昭和五一年七月九日建設省令第一一〇号）。

（権限の委任）

第一項の規定による申請があつたときは、昭和五八年八月三一日建設省令第一三号（昭和五八年八月三一日建設省令第一三号）。

（権限の委任）

第一項の規定による申請があつたときは、昭和五九年八月二七日建設省令第一四号（昭和五九年八月二七日建設省令第一四号）。

この省令は、公布の日から施行する。	附 則（昭和六三年六月六日建設省令第 一〇号）
この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成一〇年六月一八日建設省令 第二七号）抄
この省令は、平成十年七月一日から施行す る。	附 則（平成一一二年一月二〇日建設省 令第四一号）抄
（施行期日）	（附則様式（イ））
（施行期日）	（附則第3項関係）

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平
成十三年一月六日)から施行する。

附 則

(平成一四年八月二日国土交通省
令第九三号)

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正す
る法律の施行の日(平成十四年八月五日)から
施行する。

附 則

(平成一五年三月二〇日国土交通
省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一七年六月一七日国土交通
省令第六八号)

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の施工技術検定規則第
一条、第二条及び第四条の規定は、平成十八年
において行われる技術検定から適用するものと
し、平成十七年において行われる技術検定につ
いては、なお従前の例による。

附 則

(平成二〇年二月一日国土交通省
令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成二一年七月七日国土交通省
令第四五号)

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、
第二条中施工技術検定規則第四条第一項第
五号の改正規定は、平成二十一年八月一日から
施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行前に交付した改正前の施工技
術検定規則別記様式第六号による合格証明書
は、改正後の施工技術検定規則（以下「新規
則」という。）別記様式第六号による合格証
明書とみなす。

2 この省令の施行前に交付した改正前の施工技
術検定規則別記様式第六号による合格証明書
は、改正後の施工技術検定規則（以下「新規
則」という。）別記様式第六号による合格証
明書とみなす。

3 この省令の施行前に建設業法第二十七条第三
項の規定により合格証明書の交付を受けていた
者から新規則第十条第二項の規定による合格証
明書の書換え又は新規則第十二条の規定による
合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付
する合格証明書の様式については、新規則別記
様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によ
るものとする。

（附則様式（ロ））

（附則第3項関係）

明書の書換え又は新規則第十二条の規定による
合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付
する合格証明書の様式については、新規則別記
様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によ
るものとする。

附則様式（ロ）
(附則第3項関係)

別紙様式(ロ) (附則第3項関係)

1 様式改定合併証明書
氏名 年月日
建設業法の規定に基づく に関する1種の技術検定に合格した
ことを願し、1種 技士と称することを認める。
年月日 国土交通大臣

別紙様式(ロ) (附則第3項関係)

2 様式改定合併証明書
氏名 年月日
建設業法の規定に基づく に関する2種の技術検定に合格した
ことを願し、1種 技士と称することを認める。
年月日 国土交通大臣

附 則（平成二七年一二月九日国土交通
省令第八二号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。た
だし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条
及び第二十五条の規定は、行政手続における特
定の個人を識別するための番号の利用等に関す
る法律（平成二十五年法律第二十七号）。以下
「番号利用法」という。附則第一条第四号に掲
げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）
から施行する。

（施工技術検定規則の一部改正に伴う経過措置）
第六条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の
規定による改正後の施工技術検定規則第四条第
二項及び第十条第三項の規定の適用について
は、同令第四条第二項中「のうち住民票コード
(同法第七条第十三号に規定する住民票コード
をいう。以下同じ。)以外のものについて」と
あるのは、「について」と、同令第十条第三項中
「のうち住民票コード以外のものについて」と
あるのは「について」とする。

附 則（平成二八年一月二二日国土交通
省令第三号）
この省令は、建設業法施行令の一部を改正す
る政令の施行の日（平成二十八年四月一日）か
ら施行する。

附 則（平成二九年一一月一〇日国土交
通省令第六七号）
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
この省令による改正後の施工技術検定規則第
二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工
事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第
三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管
理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造
園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管
理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事
施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成
三十年度において行われる技術検定から適用す
るものとし、平成二十九年度において行われる
技術検定については、なお従前の例による。

附 則（令和元年五月七日国土交通省令
第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月一八日国土交通省令
令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年八月二八日国土交通省令第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

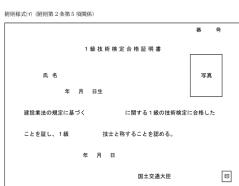
附 則（令和二年八月三一日国土交通省令第七〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

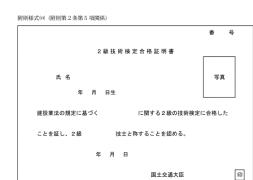
（附則第2条第5項関係）

第四十五号の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けた者から新施工技術検定規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十二条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。



（附則第2条第5項関係）

第四十五号の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けた者から新施工技術検定規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十二条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。



附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則（令和三年三月二十四日国土交通省令第九号）

（施行期日）

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年二月二八日国土交通省令第七号）

（施行期日）

この省令は、令和五年一月二十八日から施行する。

附 則（令和五年五月一二日国土交通省令第四三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年一月二十八日から施行する。

附 則（令和五年五月一二日国土交通省令第四三号）抄

（施行期日）

この省令は、令和五年一月二十八日から施行する。

第一条 この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条（建設業法施行規則第五条、第七条の十六第二項、第九条第三項、第十四条の二第一項、第三項及び第四項、第十四条の四第九項、第十七条の六第二項第一号、第十七条の十二第二项、第十七条の十六第二項、第十七条の十八第二項、第十七条の三十第三項及び第四項、第十七条の三十六第一項第三号及び第二项、第十七条の三十八第二項、第十七条の四十四、第十八条の十六第二項、第十七条の八第二項、第二十一条の十、第二十六条第六項から第八項まで並びに第三十条第一項第十九号から第二十一号までの改正規定に限る。）並びに附則第六条の規定による改正前と付することができる。

二 略

三 附則第四条の規定 令和六年一月一日

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の施工技術検定規則様式第六号

による合格証明書は、第二条の規定による改正後の施工技術検定規則（以下「第一条改正後施工技術検定規則」という。）様式第六号による合格証明書とみなす。

第三条 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十号）の施行の日からこの省令の施行の日までの間に建設業法第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けている者から第二条改正後施工技術検定規則第十五条第二項の規定による合格証明書の書換え又は第二条改正後施工技術検定規則第十六条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式は、第二条改正後施工技術検定規則様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。

附則様式（イ）（附則第三条関係）

別紙様式④（附則第三条関係）

番 号	
1級技術検定（第一次検定）合格証明書	
氏 名	写真
年 月 日 生	
建設業法の規定に基づく こととを証し、1級 技士と称することを認める。	
年 月 日	
国土交通大臣	

附則様式（ロ）（附則第三条関係）

別紙様式⑤（附則第三条関係）

番 号	
1級技術検定（第二次検定）合格証明書	
氏 名	写真
年 月 日 生	
建設業法の規定に基づく こととを証し、1級 技士と称することを認める。	
年 月 日	
国土交通大臣	

附則様式（ハ）（附則第三条関係）

附則様式（二）（附則第3条関係）

附則様式六（附則第3条関係）

番号	
2級技術検定(第一次検定)合格証明書	
氏名	
年月日生	
建設業法の規定に基づく ことを証し、2級	
に関する2級の第一次検定に合格した 技士と称することを認める。	
年月日	
国土交通大臣	
写真	

附則様式七（附則第3条関係）

番号	
2級技術検定(第二次検定)合格証明書	
氏名	
年月日生	
建設業法の規定に基づく ことを証し、2級	
に関する2級の第二次検定に合格した 技士と称することを認める。	
年月日	
国土交通大臣	
写真	

理管工施機機設建		目種定検		別表第一（第二条関係）
		定検	次一第	
原動機	建設機械	土木工学	検定科目	附則（令和六年五月二七日国土交通省
				令第六二号）
1	建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1	建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うためには、一般的な知識を有すること。	この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二七日）から施行する。
2	建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うためには、一般的な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	2	建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うためには、一般的な設計図書に関する一般的な知識を有すること。	2級技術検定(第一次検定)合格証明書

2 國土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、この省令の施行の日前においても、第二条改正後施工技術検定規則第十条第一項の規定の例により、第二条改正後施工技術検定規則第四条から第六条までに定める受検資格があると認められた者に受検票の交付をするものとす。請を行うことができる。

第四条 第一次検定又は第二次検定（いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、第二条改正後施工技術検定規則第七条第一項又は第八条第一項の規定の例により、その申

建設機械	建設機械	潤滑剤	石油燃料
1 監理技術者補佐 (法第二十六条第三項 ただし書に規定する監 理技術者の行うべき法 律による建設工事の施 工に規定する職務を補 佐する者をいう。以下同 じ)。として、建設機 械による建設工事の施 工を行うために必要な 知識を有すること。 2 監理技術者補佐と して、建設機械の施工 能力の測定を行うため に必要な知識を有する こと。 3 監理技術者補佐と して、建設機械による	1 建設機械の構造及 び機能に関する一般的 な知識を有すること。 2 建設機械の運転及 び取扱いに関する一般 的な知識を有すること。 3 建設機械の衰損、 故障及び不調の原因並 びにその対策に関する一 般的な知識を有すること。	潤滑剤の種類、用途及 び取扱いに関する一般 的な知識を有すること。	石油燃料の種類、用途 及び取扱いに関する一 般的な知識を有すること。

定 檢 次 二 第	法規	法 施 工 管 理	建設工事の施工の経費 の積算を行うために必 要な知識を有すること。 4 監理技術者補佐と して、建設機械の統一 的かつ効率的な運用を行 うために必要な応用能 力を有すること。
目科二 ちうの目科るげ掲に欄下 法施操機建クト工作機設系タラ			1 シヨベル系建設機 械(パワー・シヨベル グライン、クラムシェ ルその他これらに類す る建設機械をいう。以 下同じ)の操作を正確 に行う能力を有すること。 2 シヨベル系建設機 械の点検及び故障の発 見を正確に行う能力を 有すること。

法施操機建固締工作機設めめ	工作方法	工作機械建ルヨ	施工を適確に行う能力 を有すること。
1 ト ラ ク タ ー 系 建 設 機 械 (ブ ル ド - ザ - 、 ト ラ ク タ ー - シ ョ ベ ル 、モーテー - ス ク レ ル 、モーテー - シ ョ ベ ル) 1 パ ー そ の 他 これらに 類する建設機械をい う。以下同じ。)の操 作を正確に行う能力を 有すること。	1 縮め固め建設機械 (ロード・ローラー、振 動ローラーその他これ らに類する建設機械を いう。以下同じ。) 2 縮め固め建設機械 の点検及び故障の発 見を行う能力を有する こと。 3 縮め固め建設機械 による建設工事の施工 を適確に行う能力を有 すること。	1 モーター - グレーダーの 操作を正確に行う能力 を有すること。 2 モーター - グレーダーの 点検及び故障の発見を 正確に行う能力を有する こと。 3 モーター - グレーダー による建設工事の施工 を適確に行う能力を有 すること。	1 シヨベル系建設機 械による建設工事の施 工を適確に行う能力を 有すること。 2 シヨベル系建設機 械の点検及び故障の発 見を正確に行う能力を 有すること。

建設機械	工作機械基礎	工作機械操用建工法	工作機械操用建工法 (アスファルト・プラ ント、アスファルト・ デストリビューター、コ ンクリート・フィニッ シャー、コンクリート 表面仕上機等をいう。 以下同じ)の操作を正 確に行う能力を有する こと。
1 監理技術者とし て、建設機械の施工能 力を測定を行うため に必要な知識を有する こと。	1 基礎工事用建設機 械による建設工事の施 工を適確に行う能力を 有すること。 2 基礎工事用建設機 械の点検及び故障の発 見を行う能力を有する こと。 3 基礎工事用建設機 械による建設工事の施 工を適確に行う能力を 有すること。	1 基礎工事用建設機 械(くい打機、くい抜 機、大口径掘削機その 他これらに類する建設 機械をいう。以下同 じ)の操作を正確に行 う能力を有すること。 2 補装用建設機械の 点検及び故障の発見を 正確に行う能力を有す ること。 3 補装用建設機械に よる建設工事の施工を 適確に行う能力を有す ること。	1 補装用建設機械 (アスファルト・プラ ント、アスファルト・ デストリビューター、コ ンクリート・フィニッ シャー、コンクリート 表面仕上機等をいう。 以下同じ)の操作を正 確に行う能力を有する こと。

理管工施木土					
定 檢 次 一 第					
法施工管理	等土木工学	工法組合せ施設機械		施工管理	
1 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の経費の積算を行うために必要な知識を有すること。	2 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	3 監理技術者として、建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。	4 監理技術者として、建設機械の統一的かつ能率的な運用を行うために必要な応用能力を有すること。	5 必要な知識を有すること。	

建 築 施 工 管 理	定 檢 次 第 一	定 檢 次 第 二	法 規
建 築 学 等	工 程 施 工 管 理	工 程 施 工 管 理	工 程 施 工 管 理
1 建築工事の施工管理を適確に行うために必要な建築学、工芸工学、電気通信工学及び機械工学に関する一般的な知識を有すること。	3 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる応用能力を有すること。	1 監理技術者として、土木工事の施工管理を行るために必要な知識を有すること。 2 監理技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる応用能力を有すること。	うためには必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する知識を有すること。 2 監理技術者補佐として、土木工事の施工の管理を行るために必要な応用力を有すること。

理管工施工管									
定検次一第									
法規	施工管理			等機械工学					
1 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な機械工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。						確保するためには設計図書を正確に理解し、電気設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定及び配置等を適切に行うことがある応用能力を有すること。			
2 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な冷暖房、空気調和、給排水、衛生等の設備（以下「設備」という。）に関する一般的な知識を有すること。						と。			
3 管工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うこと。2 監理技術者補佐として、管工事の施工の管理を行うためには必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うこと。						的な知識を有すること。			
理管工施工信通気電									
定検次一第									
法施工管理	電気通信			工学等	施工管理				
1 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気通信設備、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。						1 監理技術者として、監理図書で要求される設備の性能を確保するために設計図書を正確に理解し、設備の施工図を適正に作成し、及び必要な機材の選定、配置等を適切に行うことができる応用能力を有すること。			
2 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な電気通信設備、電気工学、土木工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。						と。			
3 電気通信工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うこと。2 監理技術者補佐として、電気通信工事の施工の管理を行った場合に必要な応用能力を有すること。						的な知識を有すること。			
理管工施工園造									
定検次一第									
法施工管理	土木工学			等土木工学	施工管理				
1 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学、園芸学、電気工学、電気通信工学、機械工学及び建築学に関する一般的な知識を有すること。						1 監理技術者として、工事の目的物に所要の強度、外観等を得るために必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。			
2 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な設計図書に関する一般的な知識を有すること。						2 監理技術者として、工事現場における施工計画を適切に作成することで、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成するためには必要な措置を適切に行うことができる応用能力を有すること。			
3 造園工事の施工の管理を適確に行うために必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を行った場合に必要な応用能力を有すること。						と。			
理管工施機械設建									
目種定検別表第二(第二条関係)									
定検次一第 分区定検									
法施工管理	土木	科目検定	(第二条関係)	施工管理	法規				
1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。						建設工事の施工の管理を行った場合に必要な応用能力を有すること。			
2 建設機械による建設工事の施工の管理を行った場合に必要な設計図書を有すること。						と。			
理管工施機械設建									
目種定検別表第二(第二条関係)									
定検次一第 分区定検									
法施工管理	土木	科目検定	(第二条関係)	施工管理	法規				
1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行うために必要な土木工学に関する概略の知識を有すること。						方法に関する知識を有すること。			
2 建設機械による建設工事の施工の管理を行った場合に必要な設計図書を有すること。						2 監理技術者補佐として、造園工事の施工の管理を行った場合に必要な応用能力を有すること。			

モダラ・タグ・タ	シル・ル・ベ・シ・機・建・機・設・系	ク・タ・ラ・タ・ク・タ・ラ・機・設・系	潤・滑・劑・石・油・燃・料	機・原・動・機・械・設・建	正確に読みとるための知識を有すること。
1 モータ・グレーダーの構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1 ショベル系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1 トランクター系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	石油燃料の種類、用途及び取り扱いに関する概略の知識を有すること。	1 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。	1 建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する概略の知識を有すること。
2 モータ・グレーダーの運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	2 トランクター系建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	2 トランクター系建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	石油燃料の種類、用途及び取り扱いに関する概略の知識を有すること。	2 建設機械の内燃機関の運転及び故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。	2 建設機械の内燃機関の運転及び故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。
3 モータ・グレーダーの衰損、故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	3 ショベル系建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	3 ショベル系建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	润滑油の種類、用途及び取り扱いに関する概略の知識を有すること。	3 建設機械の内燃機関の運転及び故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。	3 建設機械の内燃機関の運転及び故障及び不調の原因並びにその対策に関する概略の知識を有すること。

モ・タ・タ・ク・タ・ラ・工・械・設・系	シ・ル・ベ・シ・機・建・機・設・系	工・基・工・事・基礎	舗・装・機・建・裝	締・結・機・械・設・建	一般的な知識を有すること。
1 モータ・グレーダーの構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1 ショベル系建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1 基礎工事用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1 舗装用建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。	1 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。
2 モータ・グレーダーの運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	2 トランクター系建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	2 基礎工事用建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	2 舗装用建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	2 締め固め建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	2 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。
3 モータ・グレーダーの衰損、故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	3 ショベル系建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	3 基礎工事用建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	3 舗装用建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	3 締め固め建設機械の運転及び故障及び不調の原因の一般的な知識を有すること。	3 締め固め建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。

モ・タ・タ・ク・タ・ラ・工・械・設・系	シ・ル・ベ・シ・機・建・機・設・系	工・法・工・事・基礎	モ・タ・タ・ク・タ・ラ・工・械・設・系	工・法・工・事・基礎	応用能力を有すること。
1 モータ・グレーダーによる建設工事の施工方 法に関する一般的な知識を有すること。	1 トランクター系建設機械による建設工事の施工方 法に関する一般的な知識を有すること。	1 モータ・グレーダーによる建設工事の施工方 法に関する一般的な知識を有すること。	1 モータ・グレーダーによる建設工事の施工方 法に関する一般的な知識を有すること。	1 モータ・グレーダーによる建設工事の施工方 法に関する一般的な知識を有すること。	1 モータ・グレーダーによる建設工事の施工方 法に関する一般的な知識を有すること。
2 トランクター系建設機械を主にした建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。	2 トランクター系建設機械による建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。	2 トランクター系建設機械による建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。	2 トランクター系建設機械による建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。	2 トランクター系建設機械による建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。	2 トランクター系建設機械による建設工事の施工に関する概略の知識を有すること。
3 トランクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。	3 トランクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。	3 トランクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。	3 トランクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。	3 トランクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。	3 トランクター系建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。

法規	法・管・理・工・施・工	工・法・工・事・基礎	工・法・工・事・基礎	工・法・工・事・基礎	うために必要な一応の応用能力を有すること。
建設工事の施工の管理を行つたためには必要な基礎的な能力を有すること。	1 建設機械による建設工事の施工の管理を適確に行つたためには必要な施工計画の作成方法及び工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理方法に関する基礎的な知識を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。	1 基礎工事用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。	1 舗装用建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。

定 檢 次 二 第		法 管 施 工		法 管 施 工	
法 管 施 工 軸 理 工 体	法 管 施 工	法 規	法 管 施 工	法 管 施 工	
機械工学に関する概略の知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の管理を行なうために必要な設計図書を正確に読みとるための知識を有するこ と。 3 建築一式工事のうち基礎及び軸体に係る工事の工 程管理、品質管理、安全管 理等工事の施工の管理方法 に関する基礎的な知識を有す ること。	1 建築一式工事の施工の 管理を行なうために必要な 施工計画の作成方法及 び工程管理、品質管理、安 全管理等工事の施工の管理 方法に関する基礎的な知識 を有すること。	1 建築一式工事のうち基 礎及び軸体に係る工事の工 程管理、品質管理、安全管 理等工事の施工の管理方法 を正確に理解し、設計図書 に基づいて、当該工事の工 事現場における施工計画を 適切に作成し、及び施工図 を適正に作成することができる 高さの応用能力を有すこと。	2 建築一式工事の施工の 管理を行なうために必要な 施工計画の作成方法及 び工程管理、品質管理、安 全管理等工事の施工の管理 方法に関する基礎的な知識 を有すること。	3 建築一式工事のうち基 礎及び軸体に係る工事の工 程管理、品質管理、安全管 理等工事の施工の管理方法 を正確に行なうために必要な 施工計画の作成方法及 び工程管理、品質管理、安 全管理等工事の施工の管理 方法に関する基礎的な知識 を有すること。	

理 管 工 施 事 工 気 電	定 檢 次 一 第	法 管 施 仕 理 工 上
機械工学に関する概略の知識を有すること。 2 基礎及び軸体に係る建 築一式工事のうち基礎及 び軸体に係る工事の施工の 管理を行なうための知識を有 すること。 3 基礎及び軸体に係る建 築一式工事のうち基礎及 び軸体に係る工事の施工の 管理を行なうための知識を有 すること。	1 建築一式工事のうち工 事の施工の管理を行なうため に必要な法令に関する概略の 知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の 管理を行なうための知識を有 ること。	1 建築一式工事のうち工 事の施工の管理を行なうため に必要な法令に関する概略の 知識を有すること。 2 建築一式工事の施工の 管理を行なうための知識を有 ること。
所要の強度等を得るために必 要な措置を適切に行なうこ とができる高度の応用能力 を有すること。 3 建築一式工事のうち基 礎及び軸体に係る工事の工 程管理、品質管理、安全管 理等工事の施工の管理方法 を正確に理解し、設計図書 に基づいて、当該工事の工 事現場における施工計画を 適切に作成し、及び施工図 を適正に作成することができる 高さの応用能力を有すこと。		

理 管 工 施 事 工 管	定 檢 次 一 第	定 檢 次 二 第	法 規	法 管 施 工
等 工 機 学	法 管 施 工	法 規	法 管 施 工	
電気工事の施工の管理方 法に関する基礎的な知識を有 すること。 2 電気工事の施工の管理 を行なうため必要な施工計 画の作成方法及び工事現 場における施工計画を適 切に作成することができる 高さの応用能力を有すること。	1 電気工事の施工の管理 を行なうため必要な施工計 画の作成方法及び工事現 場における施工計画を適 切に作成することができる 高さの応用能力を有すること。	1 電気工事の施工の管理 を行なうため必要な施工計 画の作成方法及び工事現 場における施工計画を適 切に作成することができる 高さの応用能力を有すること。	1 電気工事の施工の管理 を行なうため必要な施工計 画の作成方法及び工事現 場における施工計画を適 切に作成することができる 高さの応用能力を有すること。	3 電気工事の施工の管理 を行なうために必要な施 工計画を正確に読み取 ること。

理 管 工 施 事 工 信 通 気 電	定 檢 次 一 第	定 檢 次 二 第	法 規	法 管 施 工
等 工 通 電 学 信 氣	法 管 施 工	法 規	法 管 施 工	
1 管工事の施工の管理を行 なうため必要な施工計画の 作成方法及び工事現場にお ける施工計画を適切に作 成し、及び施工図を適正に 作成することができる高さ の応用能力を有すること。 2 管工事の施工の管理を行 なうため必要な設備に関する 概略の知識を有すること。 3 管工事の施工の管理を行 なうため必要な設計図書を 正確に読みとること。	1 管工事の施工の管理を行 なうため必要な機材の選定、 配置等を適切に行なうこ とができる応用能力を有 すること。	1 管工事の施工の管理を行 なうため必要な機材の選定、 配置等を適切に行なうこ とができる応用能力を有 すること。	1 管工事の施工の管理を行 なうため必要な機材の選定、 配置等を適切に行なうこ とができる応用能力を有 すること。	3 管工事の施工の管理を行 なうために必要な施工計 画の作成方法及び工事現 場における施工計画を適 切に作成することができる 高さの応用能力を有すること。

理管工施園造			
定 檢 次 一 第		定 檢 次 二 第	
法規	法管施工 理工	等工土 学木	法管施工 理工
建設工事の施工の管理を行なうために必要な法令	1 造園工事の施工の管理を適確に行なうために必要な知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理に関する基礎的な知識を有すること。	1 造園工事の施工の管理を適確に行なうために必要な知識を有すること。 2 造園工事の施工の管理を適確に行なうために必要な知識を有すること。	1 主任技術者として、電気通信工事の施工の管理を行なうために必要な法令に関する概略の知識を有すること。 2 電気通信工事の施工の管理を行なうために必要な法令に関する概略の知識を有すること。

理管工施機械機設建				別表第三 (第二条関係)	定 檢 次 二 第	
種三第	種二第	種一第	別種定検	第一次検定科目	第二次検定	法管施工
潤滑剤 石油燃料 建設機械原動機	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 シヨベル系建設機械	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 シヨベル系建設機械	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 シヨベル系建設機械	土木工学 建設機械原動機 潤滑剤 トランクターラー系建設機	土木工学 建設機械原動機 潤滑剤 トランクターラー系建設機	1 主任技術者として、工事の目的物に必要な強度、設外観等を得るために必要な措置を適切に行なうこと。 2 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を作成すること、又は施工計画を実施することができる。 3 主任技術者として、設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するため、電気通信設備の施工図を正確に作成し、並びに必要な機材の選定、配置等を適切に行なうことができる。 4 主任技術者として、設計図書を正確に理解し、電気通信工事の施工の管理を行なうために必要な知識を有すること。
操作施工法 モーターグレーダー・ 施工管理法	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 シヨベル系建設機械	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 シヨベル系建設機械	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 シヨベル系建設機械	土木工学 建設機械原動機 潤滑剤 トランクターラー系建設機	土木工学 建設機械原動機 潤滑剤 トランクターラー系建設機	1 主任技術者として、工事の目的物に必要な強度、設外観等を得るために必要な措置を適切に行なうこと。 2 主任技術者として、工事の目的物に必要な強度、設外観等を得るために必要な措置を適切に行なうこと。 3 主任技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を作成すること、又は施工計画を実施することができる。 4 主任技術者として、設計図書で要求される電気通信設備の性能を確保するため、電気通信設備の施工図を正確に作成し、並びに必要な機材の選定、配置等を適切に行なうことができる。

理管工施木土				別表第四 (第二条関係)
装塗物造構鋼	木土	種六第	種五第	種四第
法規 土木工学等 施工管理法 鋼構造物塗装施工管	土木工学等 法規 施工管理法 鋼構造物塗装施工管	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 基礎工事用建設機械	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 石油燃料 建設機械原動機	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 石油燃料 建設機械原動機 舗装用建設機械施工
法規 土木工学等 施工管理法 鋼構造物塗装施工管	土木工学 法規 施工管理法 鋼構造物塗装施工管	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 基础工事用 建設機械	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 石油燃料 建設機械原動機 舗装用建設機械施工	土木工学 法規 施工管理法 潤滑剤 石油燃料 建設機械原動機 舗装用建設機械施工

仕上げ	躯体	建築	別表第四 (第二条関係)
			注入液
上施工 管理法	上施工 管理法	施工 管理法	土木工学等 法規 施工管理法
			注入液

様式第1号〔規則第7条第1項及び第8条第1項〕

様式第1号〔規則第7条第1項及び第8条第1項〕
建設業法第27条に定める技術検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
国土交通大臣 殿 年 月 日
ふりがな 氏 名
生年月日 年月日生本籍 年 齢 漢年月現住所
免除番号 受検種目(種別)
免除を受けようとする受検区分
一級・二級 / 第一次検定・第二次検定
名 称 試験若しくは検定に合格した年月備考
検定の免除を受ける資格に直接関係のある試験、 試験、検定、免許
年 月 日
年 月 日

様式第2号〔規則第8条第1項第4号〕〔規則第8条第1項第4号〕

様式第2号〔規則第8条第1項第4号〕〔規則第8条第1項第4号〕
建設業法第27条に定める技術検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
国土交通大臣 殿 年 月 日
ふりがな 氏 名
生年月日 年月日生本籍 年 齢 漢年月現住所
免除番号 受検種目(種別)
免除を受けようとする受検区分
一級・二級 / 第一次検定・第二次検定
名 称 試験若しくは検定に合格した年月備考
検定の免除を受ける資格に直接関係のある試験、 試験、検定、免許
年 月 日
年 月 日

様式第3号〔規則第9条第1項〕

様式第3号〔規則第9条第1項〕
技術検定全部免除申請書
建設業法第27条に定める技術検定の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
国土交通大臣 殿 年 月 日
ふりがな 氏 名
生年月日 年月日生本籍 年 齢 漢年月現住所
免除番号 受検種目(種別)
免除を受けようとする受検区分
一級・二級 / 第一次検定・第二次検定
名 称 試験若しくは検定に合格した年月備考
検定の免除を受ける資格に直接関係のある試験、 試験、検定、免許
年 月 日
年 月 日

記載方法
 1. この用紙は、1種目につき1枚を使用すること。
 2. 略印のある欄には記載しないこと。
 3. 数字は算用数字を用いること。
 4. 「免除を受けようとする受検区分」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。

様式第4号〔規則第9条第1項〕

様式第4号〔規則第9条第1項〕
技術検定一部免除申請書
建設業法第27条に定める技術検定の一部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
国土交通大臣 殿 年 月 日
ふりがな 氏 名
生年月日 年月日生本籍 年 齡 漢年月現住所
免除番号 受検種目(検定種別)
免除を受けようとする受検区分
一級・二級 / 第一次検定・第二次検定
免除を受けようとする受検科目
名 称 学校等を卒業した年月日、試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日 備考
検定の免除を受ける資格に直接関係のある学習、 試験、検定、免許
年 月 日
年 月 日

記載方法
 1. この用紙は、1種目につき1枚を使用すること。
 2. 略印のある欄には記載しないこと。
 3. 「免除を受けようとする受検区分」の欄は、免除を受けようとするものを○で囲むこと。
 4. 数字は算用数字を用いること。

様式第5号（イ）〔規則第10条〕

様式第5号(イ)〔規則第10条〕	
1級技術検査受検票	
姓 名	
受検種目	受検区分
認証番号	受検番号
氏 名	
性 別	
年 齢	

様式第5号（ロ）〔規則第10条〕

様式第5号(ロ)〔規則第10条〕	
2級技術検査受検票	
姓 名	
受検種目 (複数)	受検区分
認証番号	受検番号
氏 名	
性 別	
年 齢	

様式第5号の2〔規則第13条〕

様式第5号の2〔規則第13条〕	
技術検定合格証明書交付申請書	
1級 第一次検定 合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。	
2級 第二次検定 地方整備局長 殿	
北海道開発局長	
年 月 日 氏名_____	
本籍	郵便番号()
現住所	電話番号()
生年月日	年月日生
技術検定の受検種目(種別)	

記載方法
 1. 合格証明書の交付を受けようとする級及び受検区分を○で囲むこと。
 2. 数字は算用数字を用いること。

様式第6号（イ）〔規則第14条〕

様式第6号(イ)〔規則第14条〕	
1級技術検定(第一次検定)合格証明書	
姓 名	年 月 日 生
被検査の規定に基づくに關する旨の第一次検定に合格したこととし、1級に昇進することを認める。	
年 月 日	署名
国土交通大臣	

様式第6号（口）〔規則第14条〕

様式第6号(口)〔規則第14条〕

番 号	2段技術検定(第二次検定)合格証明書	
氏 名	年 月 日生	<input type="checkbox"/> 写真
被検査の規定に基づく に關する公団の第二次検定に合格したこととし、 其と並びすることを認める。		
年 月 日		国土交通大臣

様式第6号（八）〔規則第14条〕

様式第6号(八)〔規則第14条〕

番 号	2段技術検定(第一次検定)合格証明書	
氏 名	年 月 日生	<input type="checkbox"/> 写真
被検査の規定に基づく に關する公団の第一次検定()に合格したこととし、 其と並びすることを認める。		
年 月 日		国土交通大臣

様式第6号(一)〔規則第14条〕

様式第6号(一)〔規則第14条〕

番 号	2段技術検定(第二次検定)合格証明書	
氏 名	年 月 日生	<input type="checkbox"/> 写真
被検査の規定に基づく に關する公団の第二次検定()に合格したこととし、 其と並びすることを認める。		
年 月 日		国土交通大臣

様式第7号〔規則第15条〕

様式第7号〔規則第15条〕

技術検定合格証明書申請書類申請書	番 号
技術検定合格証明書の交付を受けたので、関係書類を添付して申請します。	
地方整備局長 北海道開発局長	署
年 月 日	
氏 名	
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日	
(2) 技術検定の受検区分及び受検種目(種別)並びに技術検定合格証明書の番号	
(3) 申請の提出	
氏名の変更 (新氏名) (旧氏名)	

株式第8号（規則第16条）	
技術検定合格証明書再交付申請書	
<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	
技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。	
地方整備局長　前 北海道開拓局長	
年　月　日	
在　所	
氏　名	
(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日	
(2) 技術検定の受検区分及び受検種目(種別)並びに技術検定合格証明書の番号	
(3) 再交付申請の理由	
<small>(本申請書は、 既存契約として新 たる取引契約を相 当する者に供する 旨の取引契約を指 す場合、申請者は消 却をすること。)</small>	